

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 8 回（令和 6 年 2 月）総会議事録

1 日 時 令和 6 年 2 月 7 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分

2 場 所 桜台市民センター 3 階 講座室 4

3 議案（その 1）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 3 号 事業計画の決定について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請意見聴取について

議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 6 号 農地等が農業の用に供されている旨等の証明について

4 議案（その 2）

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分数 1 号） 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知確認について

（専決処分数 2 号） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分数 3 号） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

5 議案（その 3）

議案第 7 号 大阪府農業経営基盤強化促進基本方針改正に伴う岸和田市農業経営
基盤強化促進基本構想の見直しについて

6 出席委員 12 名（定数 13 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	西州 徳良
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 11 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

7 欠席委員

南 加代子委員、上野 仁委員

8 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当
（市 農林水産課）田中担当長、伊勢主任

谷口議長（以下「議長」という）、定刻に着席。

議 長 それでは、本日、第 8 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 13 名の内 12 名、推進委員 12 名の内 11 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議 長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。5 番 大嶋浩一委員、6 番 原 世志之委員のご両名にお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

議 長 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

 議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第１号につきましてご説明いたします。

 議案書（その１）１ページをお願いいたします。

 本件は、農地法第３条の規定による農地の所有権移転が１ページから２ページの一覧表のとおり３件でございます。

 １番から３番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

 議案第１号１番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第１号１番に対する審議の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる２月２日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議 長 続いて、議案第１号２番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第１号２番に対する審議の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる２月１日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと

決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第 1 号 3 番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会 会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 1 号 3 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 2 月 6 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 2 号についてご説明いたします。

議案書（その 1）3 ページをお願いいたします。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が申請され、大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、3 ページから 4 ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおり 3 件で、1 番・2 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで、3 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 4 月 17 日から令和 16 年 4 月 30 日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現

地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月2日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号2番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第2号2番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月1日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案2号3番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第2号3番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月6日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないもの

と決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案2号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり要請することに決しました。

議 長 それでは、議案第3号「事業計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）5ページをお願いいたします。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、岸和田市長が事業認定するにあたり、市長から本委員会に事業計画の決定を求めたものが、一覧表のとおり1件でございます。

設定する権利は使用貸借権で、設定する期間は令和6年2月7日から3年間までとなっております。

この件につきまして現地調査等、内容を慎重に審査した結果、制度の目的にかなっているため妥当であると判断されます。

以上でございます。

議 長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第3号1番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会 会長 それでは、山直下地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月2日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案3号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第4号につきましてご説明いたします。

議案書（その1）6ページをお願いいたします。

本件は、農地法第4条の規定による許可申請で、一覧表のとおり農地を農地以外の用途にするための転用が1件であります。

1番は露天資材置場として転用するものであり、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しています。これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第4号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第4号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月1日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定し、意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 転用の内容について教えてください。

事務局 申請者が資材置場に転用し貸借するものになります。場所は 2 種農地であり、大阪府道 40 号岸和田牛滝山貝塚線の沿道にあり、事業所や周辺取引事業所への利便性の高い土地であると考慮し代替性はないものと判断したものです。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

委 員 なし

議 長 ほかに質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案 4 号は原案のとおり決定し意見聴取することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり決定し意見聴取することに決しました。

議 長 次に、議案第 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局 上程されました議案第 5 号についてご説明いたします。

議案書（その 1）7 ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、7 ページの一覧表のとおり 2 件でございます。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第 5 号 1 番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 5 号 1 番に対す

生郷地区協議会会長　　る審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる２月６日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議　長　　続いて、議案第５号２番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長　　それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第５号２番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる２月１日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議　長　　各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委　員　　なし

議　長　　質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第５号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委　員　　異議なし

議　長　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり証明することに決しました。

議　長　　次に、議案第６号「農地等が農業の用に供されている旨等の証明について」を上程し、議題といたします。

事務局　　議案の内容は、事務局から説明いたします

上程されました議案第６号についてご説明いたします。

議案書（その１）８ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法施行令第４０条の７第４９項に基づく農業の用に供されている旨等の証明が、一覧表のとおり１件でございます。

租税特別措置法第７０条の６第２２項の規定に基づき、岸和田市が農業相続人と賃貸借権を設定し、事業施行に伴う工事用ヤードで令和５年１２月３１日までの一時使用を行い、その後、貸付期限の到来後、遅延なく農業の用に供されている旨の証明書になります。

この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第6号 1 番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第6号 1 番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月1日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第6号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり証明することに決しました。

議 長 次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分第2号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第3号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その2）をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号から第3号につきまして、一括して専決処分を行ったこと

をご報告いたします。

それでは、専決処分第1号から第3号につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年12月21日から1月20日までに届出等がなされたものであります。

はじめに、2ページの専決処分第1号「農地法第18条第6項による解約通知確認について」ですが、一覧表のとおり1件でございます。

これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したもので令和6年2月7日に専決処分を行いました。

次に、3ページの専決処分第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、4ページの一覧表のとおり、1月1日から1月10日までが2件で令和6年1月15日に専決処分、5ページの一覧表のとおり、1月11日から1月20日までが2件で令和6年1月25日に専決処分を行いました。

次に、6ページの専決処分第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、7ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が1月1日から1月11日までが1件で令和6年1月15日に専決処分を行いました。

以上、専決処分報告1号から3号について、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 最後に、議案書（その3）その他の議案の審議に入ります。

議案第7号「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針改正に伴う岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」を上程し、議

題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第7号につきましてご説明いたします。

議案書（その3）1ページをお願いいたします。

本件は、岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについてであります。

これは法改正に伴う府施策の変化により大阪府農業経営基盤強化促進基本方針が改正されたことに伴い、本市の基本構想を見直すものであり、見直しにあたって、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく同法施行規則第2条により、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。

別冊の岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想（案）及び新旧対象表について審議の後、2ページの別紙回答書にて、岸和田市長へ回答する案件でございます。

3ページは岸和田市長からの依頼文の写しであります。

主な変更点としては、担い手への経営発展につながる支援策の活用対象を拡大するため、目標とする経営計画の所得を大阪府に準じ、国版認定農業者600万円から550万円に、定新規就農者250万円から220万円に変更するものです。

次に効率的かつ安定的な農業経営を目指すために、担い手の経営安定化につながる品目を21モデルから7モデルに絞り込むものです。

最後に、農用地の利用の集積目標値を見直し岸和田市における農政政策の対象とする農地に対し49パーセントに変更するものです。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、議案第7号は原案のとおり異議ないものと決してお異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり異議ないものと決しました。

議 長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

特段ないようですので、これで第8回総会の議事を終了いたします。

令和6年2月7日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 大 嶋 浩 一

委 員 原 世 志 之

